

伊丹（7）施設最適化整備工事（技術協力業務対象工事）  
に係る契約者の選定経緯

1. 工事概要

(1) 発注者

近畿中部防衛局

(2) 工事名

伊丹（7）施設最適化整備工事（技術協力業務対象工事）

(3) 工事場所

兵庫県伊丹市

(4) 工事内容

- ・ 隊舎（T004）（RC－4 延べ面積 約 9,700 m<sup>2</sup>）新設
- ・ 隊舎（T005）（RC－5 延べ面積 約 6,300 m<sup>2</sup>）新設
- ・ 自転車置場（S－1 延べ面積 約 100 m<sup>2</sup> 2棟）新設
- 同（S－1 延べ面積 約 90 m<sup>2</sup> 2棟）新設
- 同（S－1 延べ面積 約 80 m<sup>2</sup> 1棟）新設
- 同（S－1 延べ面積 約 70 m<sup>2</sup> 4棟）新設
- 同（S－1 延べ面積 約 40 m<sup>2</sup> 2棟）新設
- ・ 仮設隊舎（S－3 延べ面積 約 2,300 m<sup>2</sup>）新設設置（リース）
- ・ 既設建物解体 一式
- ・ 工事用入退場門整備 一式

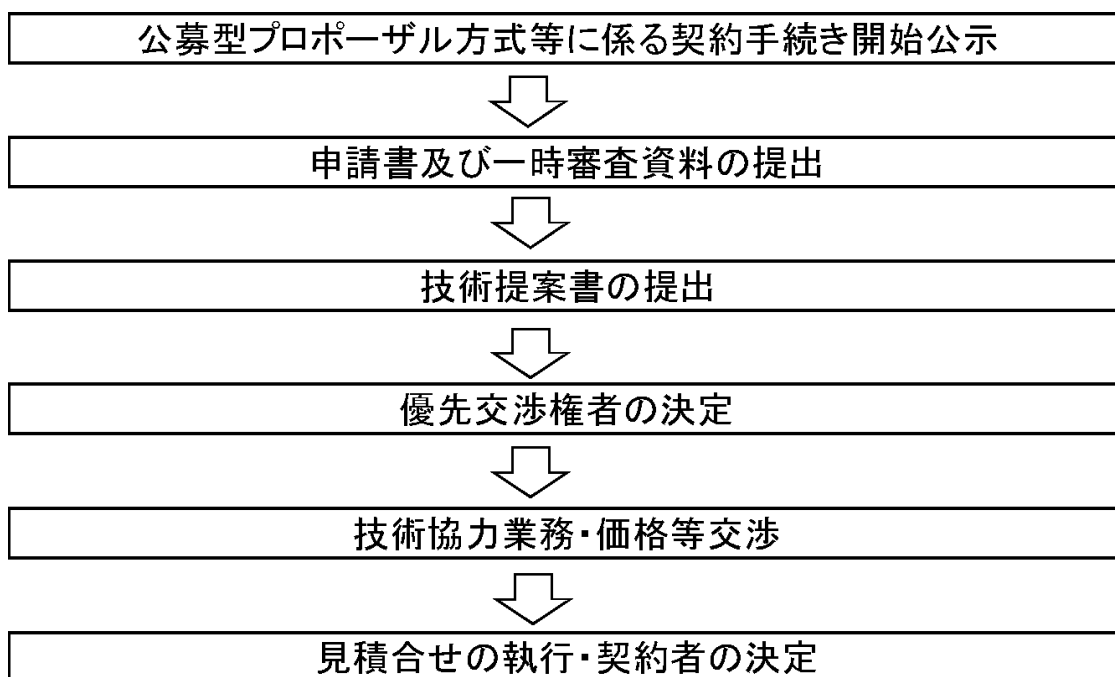
(5) 工期

令和8年3月17日から令和12年3月15日まで

ただし、隊舎（T005）については、令和11年3月15日まで

2. 工事契約の経緯

(1) 契約者決定の流れ



(2) 契約者決定までの主な経緯

日 付	内容
令和6年1月17日～ 令和6年1月31日	技術提案・交渉方式に係る有識者への意見聴取 (第1回)
令和6年3月7日～ 令和6年3月8日	技術提案・交渉方式に係る有識者への意見聴取 (第2回)
令和6年3月15日	競争参加資格・指名審査委員会(公示内容確認)
令和6年4月1日	契約手続開始の公示
令和6年4月1日～ 令和6年4月22日	申請書の提出期間
令和6年5月10日	競争参加資格・指名審査委員会(技術提案提出要 請者決定)
令和6年5月13日	技術提案書の提出要請
令和6年5月14日～ 令和6年6月10日	技術提案書の提出書類
令和6年6月17日	技術提案書提出者に対してのヒアリング

令和6年6月17日～ 令和6年6月18日	技術提案・交渉方式に係る有識者への意見聴取 (第3回)
令和6年7月3日	競争参加資格・指名審査委員会(優先交渉権者決定)
令和6年7月8日	優先交渉権者決定
令和6年8月5日 令和6年8月5日	基本協定締結、技術協力業務委託契約 設計協力協定締結
令和8年2月6日～ 令和8年2月17日	価格等交渉(3回)
令和8年2月20日	技術提案・交渉方式に係る有識者への意見聴取 (第4回)
令和8年2月25日	競争参加資格・指名審査委員会(契約相手方特定)
令和8年2月27日	特定通知
令和8年3月11日	見積合せ
令和8年3月16日	工事請負契約締結

### (3) 工事实施者の選定方式

本事案は、当該駐屯地において、複数の施設を集中的に実施していく大型事業であるとともに、その実施に当たっては、自衛隊の運用に支障をきたさない施工計画・仮設計画等が必要となるなど、発注者が最適な仕様を設定できない工事である。このような工事を着実に実施していくためには、仕様の前提となる条件を確定できない早期の段階から、仮設計画や施工を念頭に置いた技術的な知見・ノウハウを設計に反映することが必要であり、設計段階から施工者が設計に関与し、施工者の技術を設計に取り入れる技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)を採用することとした。

技術協力業務実施者の選定は、公募型プロポーザル方式を採用し、技術提案書等の審査を行い優先交渉権者を選定した上で優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結した。

### (4) 工事实施者の選定体制

技術提案等の審査・評価は、近畿中部防衛局の競争参加資格・指名審査委員会に諮ったうえで決定した。

また、中立かつ公正な審査・評価の確保を図るため、下記の学識経験者4名に、公示前、技術審査段階、価格等の交渉段階の4段階において意見聴取を行った。

表－1 技術提案・交渉方式に係る意見聴取を行った学識経験者

氏 名	所 属
阿波野 昌幸	近畿大学 建築学部 学部長
垣田 博之	近畿大学 建築学部 准教授
長澤 康宏	近畿大学 建築学部 准教授
西口 卓	西口会計事務所 公認会計士

注) 学識経験者方の所属、資格は委嘱依頼（令和5年12月）当時

### 3. 競争参加資格確認等

#### (1) 競争参加資格確認

競争参加資格確認は、競争参加者としての適正な資格と必要な実績を有するかを審査するものである。

#### (2) 審査結果

令和6年4月22日までに1者の応募があり、提出された競争参加資格確認申請書について資格審査を行った結果、競争参加資格を満たしていた。競争参加資格を有する1者に対し令和6年5月13日付で技術提案書の提出要請を通知した。

### 4. 技術提案審査

#### (1) 技術提案審査の概要

技術提案審査にあたり、以下の3提案を求めた。

##### ① 技術協力業務に関する提案

(a) 技術協力業務の実施に関する提案

##### ② 主たる事業課題に関する提案

(b) 伊丹駐屯地の狭隘な敷地において、複数の施設を集中的に施工するにあたり、工事を円滑に進捗させるための仮設及び施工計画に関する提案

(c) 伊丹駐屯地の狭隘な敷地における、仮設工事及び本工事のコスト抑制についての課題と対応策に関する提案

③ 不測の事態の想定、対応力に関する提案

(d) 駐屯地内の工事車両運行における安全確保の課題と対応策に関する提案

提出された技術提案書について、技術提案を評価し、技術協力業務及び価格交渉を行う優先交渉権者の交渉権者を決定した。技術提案の評価は、各者60分のヒアリングを実施し技術提案内容の確認を行ったうえで、上述の提案項目に関する提案内容を審査することで行った。

なお、公示後、技術提案書等の作成に関する質問期間（令和6年5月13日～令和6年6月10日）に、7件の質問を受領・回答している。

(2) 審査結果

審査にあたっての評価基準及び配点は表-2、審査結果は表-3のとおりである。

表-2 評価基準及び配点

評価項目				配点
① 技術協力業務に関する提案	(a) 技術協力業務の実施に関する提案	理解度	業務目的、現地条件及び与条件の内容理解度について、以下である場合に優位に評価する。 ・業務目的、現地条件及び与条件について、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が高い場合	10
		実施手順及び実施体制	業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。 ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合 ・業務工程で与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である場合 ・本業務の内容、規模に対して十分（具体的）な実施体制が確保されている場合	10

② 主 た る 事 業 課 題 に 関 す る 提 案	(b) 伊丹駐屯地委の 狭隘な敷地にお いて、複数の施 設を集中的に施 工するにあた り、工事を円滑 に進捗させるた めの仮設及び施 工計画に関する 提案	的確性	伊丹駐屯地の狭隘な敷地において、複数の施設を集中的に施工するにあたり、必要な資材置場・作業ヤードを確保し、また、効率的かつ確実に工事を進捗させるための施工体制など、円滑に施工できる仮設計画及び施工計画に関する提案で、以下である場合に優位に評価する。 ・現場条件等の特殊性を踏まえ提案された工法や施工手順について、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として有効な提案がある場合。	30
		実現性	狭隘な敷地において、複数の施設を集中的に施工するにあたり、必要な資材置場・作業ヤードを確保し、また、効率的かつ確実に工事を進捗させるための施工体制など、円滑に施工できる仮設計画及び施工計画に関する提案で、以下である場合に優位に評価する。 ・実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない）の記述がある又は綿密で実現可能な具体的な施工手順が示されている等、提案に十分（具体的）な裏付けがある場合。	15
	(c) 伊丹駐屯地委の 狭隘な敷地にお ける、仮設工事 及び本工事のコ スト抑制につい ての課題と対応 策に関する提案	的確性	伊丹駐屯地における事案特性（事業内容や条件、部隊任務、地域特性など）を踏まえ、安全性や高い施工品質を確保しつつ、騒音・振動、廃棄物や残土等を抑制する等の環境負荷低減、近隣住宅地への影響に配慮を図りつつ、コスト抑制を行うにあたっての課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として有効な提案がある場合に優位に評価する。	30
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付け	15

			がある等の場合 ・提案された内容について、コスト抑制を意識した内容となっており、裏付けがある場合。	
③ 不測の事態の想定、対応力に関する提案	(d) 伊丹駐屯地委の狭隘な敷地において、複数の施設を集中的に施工するにあたり、安全確保の課題と対応策に関する提案	的確性	伊丹駐屯地の狭隘な敷地において、駐屯地内の工事車両運行時における安全確保の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・着眼点及び施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として、有効な提案がある場合	20
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	10
合計				140

表－3 審査結果

件名：伊丹（6）施設最適化総合設計に係る技術協力業務

選定通知日：令和6年7月8日

業者名	技術提案				合計点	概要
	評価項目 (a)	評価項目 (b)	評価項目 (c)	評価項目(d)		
A社	16.00	66.00	24.00	16.00	122.00	優先交渉権者

凡例

A社：前田建設・浅沼組・東洋建設・新井組 最適化事業建設共同企業体

表－４ 個別評価

評価項目		A社
評価項目(a)	理解度	A'
	実施手順及び実施体制	A'
評価項目(b)	的確性	A'
	実現性	A
評価項目(c)	的確性	B
	実現性	B
評価項目(d)	的確性	A'
	実現性	A'

凡例

(a)

理解度

- A : 業務目的、現地条件、与条件について、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が特に高い。
- A' : 業務目的、現地条件、与条件について、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が高い。
- B : 業務目的、現地条件、与条件について、整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が評価に値する。
- B' : 業務目的、現地条件、与条件について、記載はあるが、内容が一般的である。
- C : 業務目的、現地条件、与条件について、記載はあるが、内容が不明確である。
- : 業務目的、現地条件、与条件について、記載はあるが、内容が不適切である。

実施手順及び実施体制

- A : 実施手順及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、適切かつ具体的に整理されており、内容が特に優れている。

- A' : 実施手順及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、適切かつ具体的に整理されており、内容が優れている。
- B : 実施手順及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、整理されており、内容が評価に値する。
- B' : 実施手順及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、記載はあるが、内容が一般的である。
- C : 実施手順及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、記載はあるが、内容が不明確である。
- : 実施手順及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、記載がない、または内容が不適切である。

(b)

#### 的確性

- A : 現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策としての特に効果の高い提案がある。
- A' : 現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策としての効果の高い提案がある。
- B : 現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策としての有効な提案がある。
- B' : 現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策としての内容が一般的である。
- C : 現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が記載されているが、その対応策としての内容が不明確である。
- : 現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が記載されていない。または、不適切である。

#### 実現性

- A : 実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない）の記述があり、当該施設特殊性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえた維持管理に関する内容となっており、資機材、作業船の調達等に提案に対する現実性が特に高いと認められる十分な裏付けがある。

- A' : 実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない）の記述があり、当該施設特殊性（代替施設が施設内がない、施設の長期的利用等）を踏まえた維持管理に関する内容となっており、資機材、作業船の調達等に提案に対する現実性が高いと認められる裏付けがある。
- B : 実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない）の記述があり、当該施設特殊性（代替施設が施設内がない、施設の長期的利用等）を踏まえた維持管理に関する内容となっており、資機材、作業船の調達等に提案に対する現実性が認められる裏付けがある。
- B' : 実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない）の記述があり、当該施設特殊性（代替施設が施設内がない、施設の長期的利用等）を踏まえた維持管理に関する内容となっているが、資機材、作業船の調達等に提案に対する現実性が認められない部分がある。
- C : 実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない）の記述があり、当該施設特殊性（代替施設が施設内がない、施設の長期的利用等）を踏まえた維持管理に関する内容となっているが、資機材、作業船の調達等に提案に対する現実性が認められない部分が多い。
- : 実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない）の記述があり、当該施設特殊性（代替施設が施設内がない、施設の長期的利用等）を踏まえた維持管理に関する内容となっているが、資機材、作業船の調達等に提案に対する現実性が認められない。

(c)

的確性

- A : 現場条件等や当該施設の特異性（代替施設が施設内がない、施設の長期的利用等）などを踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等が、コスト抑制について適切かつ論理的に整理されており、その対応策としての特に効果の高い提案がある。
- A' : 現場条件等や当該施設の特異性（代替施設が施設内がない、施設の長期的利用等）などを踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等が、コスト抑制について適切かつ論理的に整理されており、その対応策としての効果の高い提案がある。
- B : 現場条件等や当該施設の特異性（代替施設が施設内がない、施設の長期的利用等）などを踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等が、コスト抑制について適切かつ論理的に整理されており、その対応策としての有効な提案がある。

- B' : 現場条件等や当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）などを踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等が、コスト抑制について適切かつ論理的に整理されており、その対応策としての提案が一般的である。
- C : 現場条件等や当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）などを踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等が、コスト抑制について適切かつ論理的に整理されており、その対応策としての提案が不明確である。
- : 現場条件等や当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）などを踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等が、コスト抑制について適切かつ論理的に整理されていない、または、その対応策としての提案が不適切である。

#### 実現性

- A : 実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない）の記述があり、コスト抑制を意識した内容となっており、提案に対する現実性が特に高いと認められる十分な裏付けがある。
- A' : 実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない）の記述があり、コスト抑制を意識した内容となっており、提案に対する現実性が高いと認められる裏付けがある。
- B : 実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない）の記述があり、コスト抑制を意識した内容となっており、提案に対する現実性が認められる裏付けがある。
- B' : 実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない）の記述があり、コスト抑制を意識した内容となっており、提案に対する現実性が認められない部分がある。
- C : 実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない）の記述があり、コスト抑制を意識した内容となっているが、提案に対する現実性が認められない部分が多い。
- : 実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない）の記述があり、コスト抑制を意識した内容となっているが提案に対する現実性が認められない。

#### (d)

##### 的確性

- A : 着眼点、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として、安全確保のための特に効果の高い提案がある。

- A' : 着眼点、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として、安全確保のための効果の高い提案がある。
- B : 着眼点、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として、安全確保のための有効な提案がある。
- B' : 着眼点、施工上の課題が記載されているが、その対応策として、安全確保のための有効な提案がある。
- C : 着眼点及び施工上の課題について記載はあるが、その対応策として、提案内容が不明確である。
- : 着眼点及び施工上の課題について記載はあるが、その対応策として、提案内容が不適切である。

#### 実現性

- A : 実施事例や類似事例の記述があり、提案に対する実現性が特に高いと認められる十分な裏付けがある。
- A' : 実施事例や類似事例の記述があり、提案に対する実現性が高いと認められる裏付けがある。
- B : 実施事例や類似事例の記述があり、提案に対する実現性が認められる裏付けがある。
- B' : 実施事例や類似事例の記述はあるが、提案に対する実現性が認められない部分がある。
- C : 実施事例や類似事例の記述はあるが、提案に対する実現性が認められない部分が多い。
- : 実施事例や類似事例の記述はあるが、またはなく、提案に対する実現性が認められない。

#### 5. 価格等交渉

##### (1) 実施方法

発注者及び優先交渉権者で技術協力業務の契約を締結するに当たり、設計業務及び技術協力業務完了後の工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定を令和6年8月5日に締結した。

##### (2) 経過

基本協定書に基づき、3回の価格等交渉を実施した。主な経過は以下の通りである。

【第1回】令和8年2月6日

積算条件、積算数量、積算基準、積算単価、価格差、施工条件の確認。

【第2回】令和8年2月12日

第1回での質疑事項の確認、積算単価の条件確認、見積項目の単価根拠の確認

【第3回】令和8年2月17日

第2回での質疑事項の確認、見積項目の最終確認

上記3回の価格等交渉を踏まえ、発注者において優先交渉権者の価格の妥当性を確認したことから、令和8年2月20日に学識経験者に価格等交渉結果について報告し、価格交渉結果及び交渉成立の妥当性が確認された。

(3) 価格の妥当性の検証について

優先交渉権者から提出された工種毎における見積額の妥当性の検証については、以下のとおり行い、見積り条件やヒアリング等により妥当性を確認した。

① 歩掛については、原則、標準歩掛と著しく乖離していないことを確認した。

② 単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、原則、物価誌等で公表している統一単価及び市場単価と著しく乖離していないを確認した。

③ 優先交渉権者の見積額については、積算基準等と著しく乖離していないこと、根拠として信頼性のある資料が確認でき、その内容の妥当性が認められたか確認した。

(4) その他

価格等交渉の過程で決定した施工条件等については、特記仕様書に記載し契約に反映させた。

(5) 見積合せ

実施日時 令和8年3月11日

## 6. 契約相手方の決定

(1) 工事名：伊丹（7）施設最適化整備工事（技術協力業務対象工事）

(2) 契約者：伊丹（6）施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事  
前田建設・浅沼組・東洋建設・新井組 最適化事業建設共同企業体

(3) 工事場所： 兵庫県伊丹市

(4) 工事請負契約締結日 令和8年3月16日

(5) 契約金額

予定価格 11,116,505,219 円 (消費税及び地方消費税を含む)

契約金額 11,088,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

#### 7. 技術提案・交渉方式に係る専門部会の経緯

本工事の手続きにあたっては、中立かつ公正な審査を行うため、学識経験者等に、全4回の意見聴取を行った。

各委員会の開催日及び意見聴取事項等は以下のとおり。

##### 【第1回意見聴取 公示前】

1) 開催日：令和6年1月17日(水)～同年1月31日(水)

2) 意見聴取事項

① 最適化事業をECI方式として実施することについて。

3) 主な意見

① 最適化事業をECI方式として実施することについては、合理性がある。

##### 【第2回意見聴取 公示前】

1) 開催日：令和6年3月7日(木)～令和6年3月8日(金)

2) 意見聴取事項

① 技術提案範囲・項目・評価基準について。

3) 主な意見

① 技術提案の範囲等について、異論等ない。

##### 【第3回意見聴取 技術審査段階】

1) 開催日：令和6年6月17日(月)～令和6年6月19日(水)

2) 意見聴取事項

① 技術審査結果及び価格等の交渉手順について。

3) 主な意見

① 技術審査結果及び価格等の交渉手順について、異論等ない。

**【第4回意見聴取 価格等の交渉段階】**

- 1) 開催日：令和8年2月20日（木）
- 2) 意見聴取事項
  - ① 価格等の交渉について。
- 3) 主な意見
  - ① 価格等について、特に問題ない。